

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和6年9月5日提出

日立市長 小川春樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年7月19日

日立市長 小川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和5年8月2日午前2時25分頃、日立市十王町□□□□番地内高齢者施設において、救急要請を受けた市消防職員が、日立市十王町□□□□番地□□□□氏を施設のベッドからストレッチャーに移動する際に、同氏の腰部が床面に接触し、負傷させた。

なお、同氏は、本件とは因果関係のない要因により逝去しているため、民法第896条の規定に基づき、同氏の法定相続人が損害賠償の請求権を承継した。

また、同氏は、治療費等の支払に後期高齢者医療制度を利用し、医療給付を受けたため、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合が損害賠償の請求権を取得した。

以上のことから、この損害に対する賠償の額を別紙のとおり定める。

1 損害賠償請求権者

(1) 法定相続人

ア 日立市十王町□□□□□番地□ □□ □□ 氏

イ 常陸太田市□□□町□□□□番地□□□ □□ □□□ 氏

ウ 日立市十王町□□□□□番地□ □□ □□□ 氏

(2) 保険者

水戸市□□□丁目□番地□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□ □□□□ □□ □□ 氏

2 損害賠償額 金 1 1 3 , 5 8 1 円

(1) 法定相続人に対する損害賠償額 金 1 0 5 , 0 4 0 円

(2) 保険者に対する損害賠償額 金 8 , 5 4 1 円